

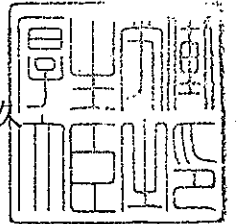
厚生労働省発能 0227 第1号

平成 27 年 2 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練基準の見直し

一 普通課程の普通職業訓練のうち、園芸サービス系、印刷・製本系、食品加工系、化学系、塗装系及び社会福祉系の訓練科について、社会情勢の変化及び近年の産業技術の動向等を踏まえ、教科の科目、訓練時間等の見直しを行うものとする。 (別表第二関係)

二 一の見直しに伴い、職業訓練指導員試験のうち製版・印刷科、公害検査科及び介護サービス科の学科試験の科目について見直しを行うものとする。 (別表第十一関係)

第二 施行期日等 (附則関係)

一 施行期日

この省令は、平成二十七年四月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。